

青森県報

第十九百四十号 平成十三年十月二十九日(月曜日)

目 次
告 示

告 示

青森県告示第五百六十九号

- 字の区域及び名称の変更.....
- 右 同.....
- 公有水面埋立ての免許の出願の要領.....
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正.....
- 証紙売りさばき人の住所の変更.....
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更.....

(振興町課村)
(漁港漁場課)
(整理課)
(同同同)
(同同同)
一
四
七
八
八

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十三年十一月二十六日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十月二十九日

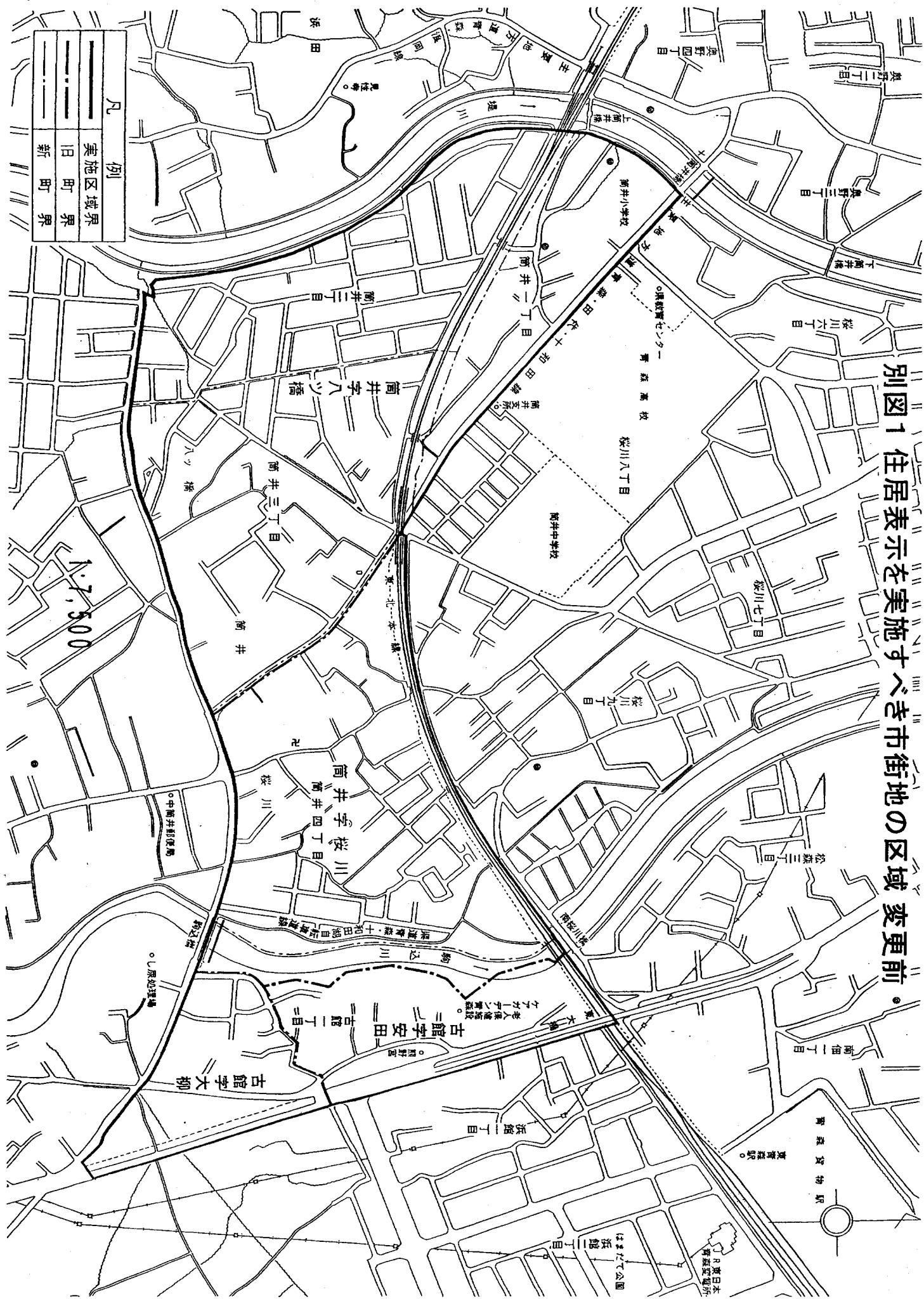
青森県知事 木村守男

公 告
選挙管理委員会

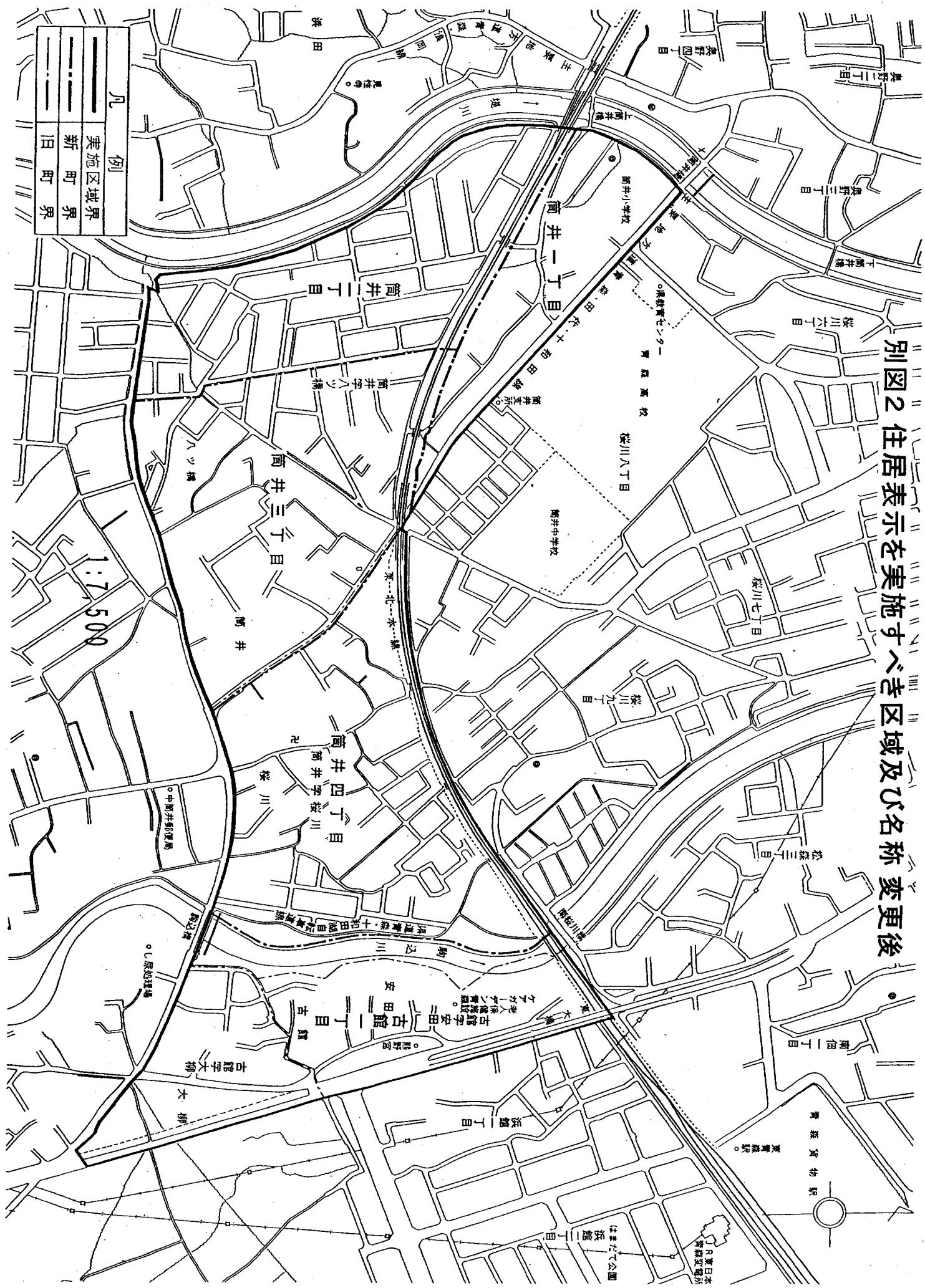
- 大規模小売店舗の新設に関する届出.....
- 開発行為に関する工事の完了.....
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) : 10
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....(会計課) : 10
- 平成十三年十月一日定例告示中.....(林政課) : 1

町 名	住居表示実施前の町名等
筒井一丁目	大字筒井字八ツ橋の一部
筒井二丁目	大字筒井字八ツ橋の一部
筒井三丁目	大字筒井字八ツ橋の一部
筒井四丁目	大字筒井字桜川の一部
古館一丁目	大字古館字安田の全部 大字古館字大柳の一部

別図1 住居表示を実施すべき市街地の区域 変更前



別図2 住居表示を実施すべき区域及び名称変更後



青森県告示第五百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の別図一に示す字の区域及びその名称を別図二に示すとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十三年十一月二十六日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十月二十九日

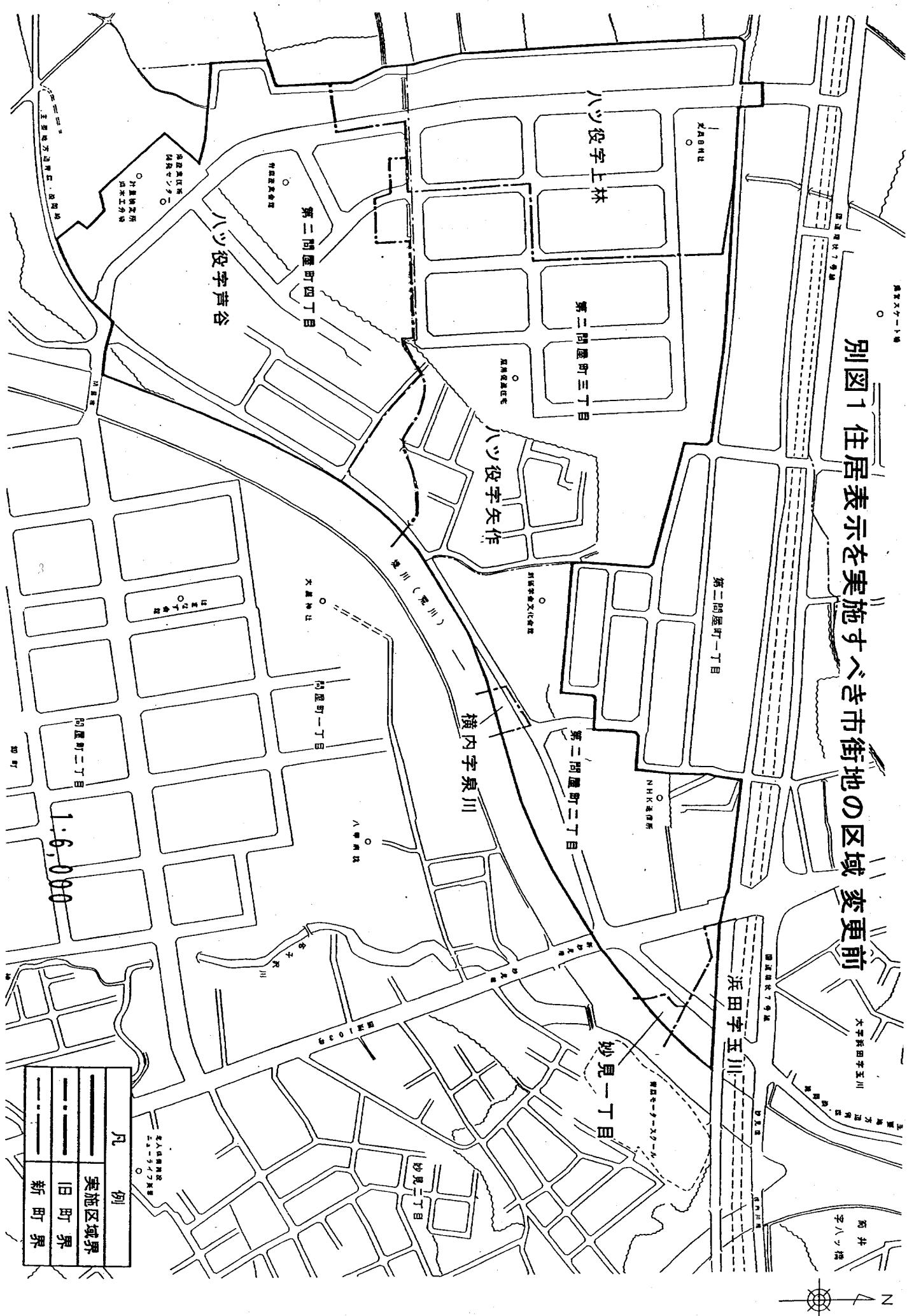
青森県知事 木村守男

町名	住居表示実施前の町名等	第一問屋町二丁目	第一問屋町三丁目	第二問屋町四丁目
妙見字大横浜八内田役字の一部 一丁目字玉川矢作の一部 一川川部の一部	大大字大字ハツツ役字芦上矢谷林作のの 一大部	大大字大字ハツツ役字芦上矢谷林作のの 一大部	大大字大字ハツツ役字芦上矢谷林作のの 一大部	大大字大字ハツツ役字芦上矢谷林作のの 一大部

別図1 住居表示を実施すべき市街地の区域 変更前

大字浜田字玉川

而井
字八少



青森県告示第五百七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十三年十月十五日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次とおり告示する。

なお、その関係書類及び図書は、告示の日から起算して三週間、蓬田村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十月二十九日

青森県知事 木村守男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目一の一

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目一の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の二〇の地先公有水面

1 位置

青森県告示第五百七十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十三年十一月一日から施行する。

平成十三年十月二十九日

青森県知事 木村守男

第三号の表中

「まべち農業協同組合三戸支店 一三戸郡三戸町大字二日町 一」を削る。

3 面積

八九二・五一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の二〇及び一四一の三六の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を結ぶ平成三年六月七日付け青森県指令第二六三四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・五五三メートルにより決定）により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田二一七に設置された蓬田漁港原点から

一四〇度三八分一六二・〇二メートルの地点

イの地点 アの地点から八三度〇〇分一〇〇・八九メートルの地点

ウの地点 イの地点から一七三度〇〇分二三・三七メートルの地点

エの地点 ウの地点から一六三度〇〇分一〇・〇〇メートルの地点

オの地点 エの地点から三五三度〇〇分三・五五メートルの地点

カの地点 オの地点から二六三度〇〇分九〇・八九メートルの地点

3 面積

一四〇三五・一〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百七十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、
青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
北津軽郡金木町大字金木字朝日山三五三の八
角田 弘子

二 変更内容

- 1 変更前の住所
北津軽郡金木町大字金木字芦野二〇〇の二四七

2

変更後の住所
北津軽郡金木町大字金木字朝日山三五三の八

青森県告示第五百七十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田南ショッピングセンター

十和田市大字相坂字小林二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二三の一〇

代表取締役社長 田村圭三
マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二三の一〇

代表取締役社長 田村圭三
マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦

- 一 売りさばき人の住所及び名称
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一五二の一四
有限会社神書店

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田一九の一三三
変更後の売りさばき場所

- 2 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一五二の一四

- 3 株式会社ファーストリテイリング
代表取締役 原田昭彦
代表取締役 柳井正

- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年六月十八日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三六八平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 1 駐車場の位置及び収容台数
四八五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
一一九台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
六〇三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一〇一立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社サンデー
開店時刻 午前八時
閉店時刻 午後九時
 - イ マックスバリュ東北株式会社
開店時刻 午前八時
閉店時刻 午後十一時
 - ウ 株式会社ファーストリテイリング
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後八時
 - エ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時四十五分から午後十一時十五分まで
 - オ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成十三年十月十七日

- 九 届出書及び添付書類の縦覧
- 1 場所
青森県商工観光労働部経営振興課及び十和田市役所
- 2 期間
平成十三年十月二十九日から平成十四年三月一日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
- 4 時間
ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十四年三月一日

- 2 提出先
青森県商工観光労働部経営振興課

- 3 記載事項
（一）意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
（二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
（三）意見及びその理由

- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年十月二十九日

青森県知事 木村守男

開発区域（工区）に含まれる地域の名称 黒石市大字上十川字留岡二番六の三及び六の一七から六の二二まで	開発許可を受けた者の住所及び氏名 黒石市大字浜町六三の一 株式会社ロック宅建事務所
--	--

三戸郡階上町大字道仏字町道端一の七 五から一の八五まで	八戸市沼館三丁目四の六〇 株式会社八興
南津軽郡平賀町大字岩館字山ノ井一四 八の一、一四八の二及び一四八の五	東京都足立区西綾瀬一丁目二三の一七 株式会社江戸一
黒石市松原九一の二及び九一の三	黒石市大字元町九九 株式会社サンカツ

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十三年十月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十一月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。
田次中、「繰下げ」を「繰下げの届出等」と、「承認申請」を「協議」に改める。

第一百八十号様式の五その一中「60,200円」を「64,500円」に改め、同様式その三中「11,700円」を「12,500円」に改める。

第一百八十号様式の六中「501円99銭」を「510円48銭」と、「552,870円」を「557,115円」と、「26円29銭」を「26円73銭」に改める。

五百円」に改め、同様式その一中「501円99銭」を「510円48銭」と、「552,870円」を「557,115円」と、「26円29銭」を「26円73銭」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十一号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年十月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 一般競争入札に係る物品等の名称及び数量
- 二 警察官冬帽子外 総数 七、九三二点
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三番一号
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十三年十月二日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社中三本店
青森県青森市新町二丁目七番一号
- 七 契約金額
七千三百十一万五千九十一円
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札した者を契約の相手方としたものである。

- 八 入札の公告を行った日
平成十三年八月十三日

第一成 九三 一〇 八〇 号一	発行年月 番号	
告 示	区分	
第五三 三四号	番号	
二	ページ	
上	段	
三	行	
縦政の 覧課係に 及び書類を 供する。町 青森県役 場に農林省 備え置き部 林そのとおり	七三戸 三戸郡三 戸町大字川 守田字字藤坂	誤
三類は、 戸を、省次 役森略し、 農に農林そ 備え置き部 林そのとおり	三戸郡三 戸町大字川 守田字字藤坂	正

正

誤

林 政 課